

鳥取県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原 1118-1	グループホームばんだの里	西伯郡大山町安原 1118-1	平成18年4月1日
社会福祉あすなろ会	鳥取市川端四丁目 115	あすなろホームヘルパーステーション	鳥取市西品治280-1	平成23年5月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原 1118-1	グループホームばんだの里	西伯郡大山町安原 1118-1	平成18年4月1日
社会福祉あすなろ会	鳥取市川端四丁目 115	あすなろホームヘルパーステーション	鳥取市西品治280-1	平成23年5月1日